

チャレンジ鹿児島労働局（21年8月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町 13-21

TEL 099-223-8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

7月の有効求人倍率は0.35倍で

前月を0.01ポイント上回る

鹿児島県の7月の有効求人倍率(季節調整値)は0.35倍となり、前月(0.34倍)を0.01ポイント上回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は0.68倍となり、前月(0.64倍)を0.04ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月比4.8%の減少で、18ヶ月連続で減少となり、減少幅は小さくなりました。

産業別では、建設業(2.0%減)は再び減少、製造業(28.3%減)は12ヶ月連続で減少、運輸業、郵便業(27.3%減)は再び大幅な減少、卸売業、小売業は9.6%の減少、宿泊業、飲食サービス業は5.9%減少、医療・福祉(6.7%減)は7ヶ月連続減少、サービス業は5.5%の増加となりました。

新規求職者数は前年同月比13.0%の増加で、11ヶ月連続で増加となりました。

新規常用求職者の態様別では、在職求職者(8.3%増)は2ヶ月連続で増加となりました。また、離職求職者(17.9%増)は8ヶ月連続で増加、無業求職者(6.3%増)は2ヶ月連続で増加となりました。

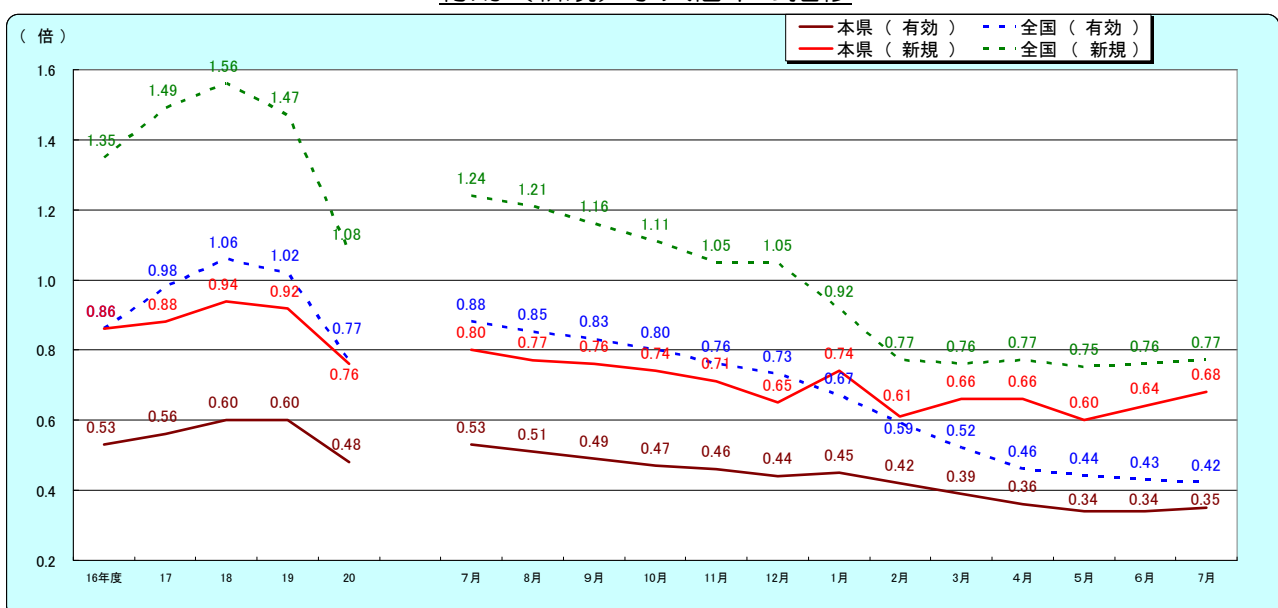
離職求職者の内訳では事業主都合離職者(39.5%増)は14ヶ月連続で増加し、自己都合離職者(10.1%増)は2ヶ月連続で増加となりました。

政府の8月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「厳しい状況にあるものの、このところ持ち直しの動きがみられる」と前月のまま据え置いた報告としていますが、雇用情勢については、「急速に悪化しており、厳しい状況にある」と報告されています。鹿児島県の雇用情勢は、依然として厳しい状況が続くなか、新規求人は引き続き低下傾向で推移すると思われます。一方、新規求職は、雇用調整等に伴う離職者が今後も見込まれることから、全体としては増加傾向で推移するものと思われます。

鹿児島労働局では厳しい雇用情勢の下、雇用のセーフティネットとして、緊急雇用対策を積極的に活用し、雇用維持や再就職支援等に取り組んでいるところです。引き続き、補正予算により拡充された施策の活用を図りながら、より一層効果的な行政の展開に努めて参ります。

(職業安定部職業安定課)

有効(新規) 求人倍率の推移



9月は、「障害者雇用支援月間」です。 「障害者就職面接会」を開催

障害者の雇用の促進と職業の安定を図るためには、障害者自身の職業的自立への努力に加えて、事業主の理解と協力が不可欠であり、関係者が一体となって雇用対策に努めることが重要です。

このため、鹿児島県及び鹿児島県雇用支援協会は9月を「障害者雇用支援月間」と定め、障害者の職業的自立意欲を喚起するとともに、障害者の雇用問題に関する県民一般、特に事業主の関心と理解を一層深めることを目的として、障害者雇用支援運動を積極的に展開します。

鹿児島労働局・ハローワークは、下記のとおり、県下2会場で「障害者就職面接会」を開催します。（昨年の面接会では、45の企業、365名の求職者の参加があり、29名の就職が決まりました。）

（職業安定部職業対策課）

「障害者就職面接会」開催日程

日 時	主 催 ハローワーク	会 場	問合せ先	担当者
9月17日 (木)	鹿児島	国際ジャングルパーク バイサイドガーデン	099-250-6071	障害者担当
9月18日 (金)	鹿 屋	鹿屋商工会議所	0994-42-4135	障害者担当

9月に、「公正な採用選考のための研修会」を開催

鹿児島労働局・ハローワークでは、従来から、応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考がなされるよう、雇用主の皆様に対し啓発を行ってきたところです。

これまで、一定のご理解・ご協力が得られるようになってきておりますが、採用選考における面接などにおいては依然として、就職差別につながるおそれのある事例が見受けられます。

このため、下記により、事業主又は人事担当者を対象とした「公正な採用選考のための研修会」を開催いたします。

9月16日から新規高等学校卒業予定者の採用選考が始まりますが、その前に是非この研修を受けてくださるようお願いします。

(職業安定部職業安定課)

日 時	場 所	
9月 1 日 (火)	(加世田会場)	南さつま市民会館
9月 3 日 (木)	(川内会場)	薩摩川内市セントピア
9月 7 日 (月)	(国分会場)	国分シビックセンター
9月 9 日 (水)	(鹿屋会場)	鹿屋公共職業安定所
9月11日 (金)	(鹿児島会場)	鹿児島県市町村自治会館

※ いずれの会場も、13時30分から15時40分まで

※ 御希望の会場に出席ください

※ お問い合わせ先：鹿児島労働局職業安定部職業安定課

(099-219-8711) まで

10月1日から7日は「全国労働衛生週間」 「週間説明会」を9月の準備期間に開催

全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識の高揚を図るとともに、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の保持増進と快適な職場環境の形成を図ることを目的に、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で60回目を迎えます。

本年度のスローガンは「トップが決意 みんながつくる 心の健康・明るい職場」です。

9月の準備期間中に日常の労働衛生活動の総点検を行い、10月1日（木）～7日（水）の本週間に労働衛生意識の高揚及び自主的な安全衛生管理活動の促進を図るための取り組みを展開させることが重要となっています。

鹿児島労働局では、鹿児島労働基準協会とタイアップして準備期間中に県内20会場において、週間説明会を開催いたします。

（労働基準部安全衛生課）

平成21年度全国労働衛生週間説明会日程表

	日付け	曜日	時間	会場	
鹿児島署管内	9月4日	（金）	13時30分	串木野さのさ荘（シーサイドガーデンさのさ）	いちき串木野市長崎町
	9月7日	（月）	13時30分	指宿市民会館	指宿市東方
	9月9日	（水）	13時30分	枕崎市民会館	枕崎市千代田町
	9月10日	（木）	13時30分	総合保健福祉センター「ふれあいかせだ」	南さつま市加世田川畑
	9月11日	（金）	13時30分	黎明館	鹿児島市城山町
	9月14日	（月）	13時30分	鹿児島総合卸商業団地	鹿児島市卸本町
	9月18日	（金）	9時30分	種子島建設会館	西之表市鴨女町
	9月18日	（金）	10時00分	屋久島環境文化村センター	屋久島町宮之浦
管内 川内署	9月8日	（火）	13時30分	薩摩川内市国際交流センター	薩摩川内市天辰町
	9月10日	（木）	13時30分	出水市音楽ホール	出水市文化町
管内 鹿屋署	9月16日	（水）	13時30分	志布志地区交通安全協会	志布志市志布志町
	9月17日	（木）	13時30分	鹿屋市中央公民館	鹿屋市北田
管内 加治木署	9月9日	（水）	14時00分	加音ホール	加治木町木田
	9月10日	（木）	14時00分	大口文化会館	大口市鳥巢
名瀬署管内	9月7日	（月）	13時30分	瀬戸内町中央公民館	瀬戸内町
	9月8日	（火）	13時30分	和泊町中央公民館	和泊町
	9月9日	（水）	14時00分	与論町中央公民館	与論町
	9月11日	（金）	13時30分	奄美振興会館	奄美市
	9月14日	（月）	14時00分	喜界町コミュニティセンター	喜界町
	9月17日	（木）	13時30分	徳之島町文化会館	徳之島町

第60回 全国労働衛生週間



10月1日～7日（準備期間 9月1日～30日）

平成21年度（2009年度）スローガン

**トップが決意 みんながつくる
心の健康・明るい職場**

趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第60回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保等に大きな役割を果たしてきました。

我が国における昨年の業務上疾病による被災者は8,874人であり、平成16年以降増加しています。

また、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、平成20年は51.3%に上がっています。さらに、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は約6割に上がっています。

このような状況の下、第11次の労働災害防止計画の2年目として、労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること等を目標に、危険性又は有害性等の調査等の促進、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進、メンタルヘルス対策の推進、快適職場づくり対策の推進、粉じん障害の防止、化学物質による健康障害の防止等を重点対策とし、関係者が着実に取り組み、労働者の健康の確保及び快適職場の形成促進を図ることが必要です。

特に、メンタルヘルス対策については、仕事の質・量、職場の人間関係等の変化、労働者の孤立等により心の健康問題を抱える労働者の増加が危惧されていること等を背景に、より一層の対策の推進が必要ですが、このためには、企業や事業場のトップの強い決意とリーダーシップのもと、労働者、管理監督者、産業保健スタッフ等がそれぞれの役割と責任を認識し、組織的かつ積極的に取り組み、労働者の心の健康が確保された明るい職場をみんなで実現していくことが重要です。

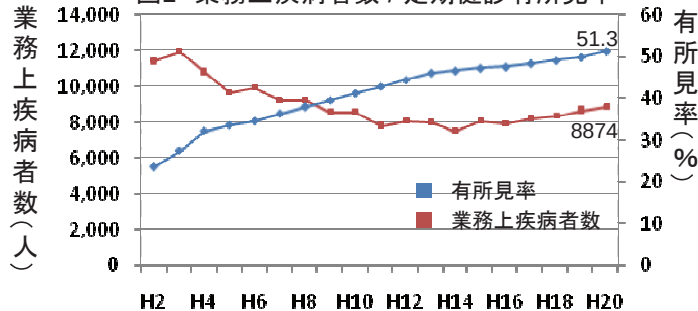
このような観点から、本年度は、

「トップが決意 みんながつくる 心の健康・明るい職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとします。

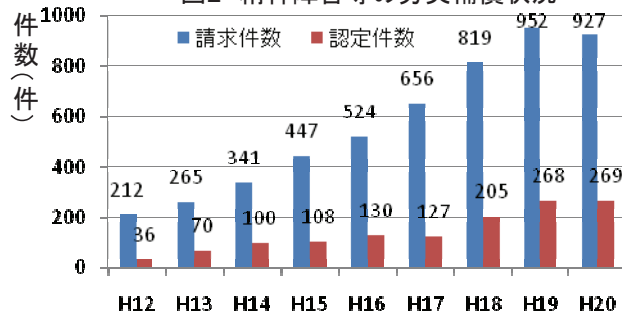
労働衛生の現状

図1 業務上疾病者数 / 定期健診有所見率



厚生労働省「業務上疾病調べ」「定期健康診断調べ」より

図2 精神障害等の労災補償状況



厚生労働省「精神障害等に係る労災補償状況」より



主唱 厚生労働省(<http://www.mhlw.go.jp>) 中央労働災害防止協会(<http://www.jisha.or.jp>)

協賛 建設業/陸上貨物運送事業/港湾貨物運送事業/林業・木材製造業/鉱業/各労働災害防止協会

事業場の実施事項（抜粋）

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施してください。

(1) 本週間に実施する事項

- ア 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- イ 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ウ 労働衛生に関する展示会、講習会、研究会、討論会、見学会等の開催
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- カ 労働衛生に関する図画、作文、写真、標語等の掲示
- キ その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。

- ア 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - (ア) 企業及び事業者のトップによるメンタルヘルスクアを積極的に推進する旨の表明
 - (イ) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定
 - (ウ) セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケアの推進に関する教育研修・情報提供
 - (エ) 職場環境等の評価と改善、メンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - (オ) 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組の実施
- イ 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
- ウ 作業環境管理の推進
- エ 作業管理の推進
- オ 健康管理の推進
- カ 労働衛生教育の推進
- キ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- ク 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ケ 粉じん障害防止対策の徹底
- コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- サ 電離放射線障害防止対策の徹底
- シ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- ス 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- セ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- ソ 化学物質の管理の推進
- タ 石綿障害予防対策の徹底
- チ 心とからだの健康づくり（THP）の継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
- ツ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- テ 職場における喫煙対策のためのガイドラインに沿った有効な喫煙室の設置等の対策の推進
- ト 職場における新型インフルエンザ等対策の徹底
- ナ 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組の促進
- ニ 職場におけるエイズ問題に関するガイドラインに基づくエイズ問題の自主的な取組
- ヌ その他

メンタルヘルス対策の推進

メンタルヘルス対策推進のため、是非ご活用ください。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトを開設します。

＜ポータルサイトの主な内容＞

- ・ストレスの程度、疲労の蓄積度を診断する自己診断チェックリスト
- ・メンタルヘルス対策推進のための支援等のご案内など

事業者、労働者等を対象にメンタルヘルス対策等の情報を掲載しますので、ご活用ください。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト（10月1日開設予定） <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

メンタルヘルス対策に係る自主点検票

中央労働災害防止協会では、各事業場におけるメンタルヘルス対策の実施状況を点検するためのツールとして、チェックリスト「メンタルヘルス対策に係る自主点検票（『事業者向け』又は『事業者、管理監督者・産業保健スタッフ向け』）」を作成しましたので、ご活用ください。

メンタルヘルス対策に係る自主点検票 http://www.iisha.or.jp/web_chk/mh/index.html